

令和 7 年 6 月 2 0 日

議 案

6 月 定 例 会 議

常 総 市



議案第9号

常総市監査委員の選任につき同意を求めることについて

常総市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和7年6月20日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

同意を求める者の住所、氏名等

常総市本石下185番地

茂 田 信 三

昭和27年10月19日生

提案理由

本案は、監査委員の小林剛氏が、令和7年6月2日をもって辞職したことから、その後任として、茂田信三氏を委員に選任したいので、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

---

参考資料

## ○地方自治法 抜粋

第九十六条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2 識見を有する者の中から選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から一を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

4 識見を有する者の中から選任される監査委員は、常勤とすることができる。

5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者の中から選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。

第九十七条 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

〔中略〕

第九十八条 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

第九十八条の二 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。

2 監査委員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

第九十八条の三 監査委員は、その職務を遂行するに当たつては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。

2 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。